

## ○ディスポーザー排水処理システムの設置について

### 1. ディスポーザー排水処理システムとは

ディスポーザーとは、厨房等から発生する生ごみを破砕し、流水と一緒に下水道に放流する排水器具です。ディスポーザーからの放流排水を処理する処理装置を含めてディスポーザー排水処理システムと呼びます。

### 2. 設置可能なディスポーザー排水処理システムについて

ディスポーザーは設置方法や維持管理が不適切の場合、下水道管のつまりや水質負荷の増大といったトラブルの原因となります。

伊丹市では、原則、公益社団法人日本下水道協会の「下水道のためのディスポーザー排水処理システム性能基準（案）平成25年3月」に適合する機種のみ設置可としています。

#### 設置判断表

種別	構造詳細	設置可否
単体ディスポーザー	ディスポーザー部のみ	×
生物処理ディスポーザー排水処理システム	ディスポーザー部＋生物処理装置	※
機械処理ディスポーザー排水処理システム	ディスポーザー部＋機械処理装置	※

※公益社団法人日本下水道協会の「下水道のためのディスポーザー排水処理システム性能基準（案）平成25年3月」に適合する機種のみ原則設置可

### 3. ディスポーザー排水処理システムの設置工事

設置工事を行うには、伊丹市排水設備指定工事店を通じて申請・施工する必要があります。申請に際し、維持管理について、排水の水質調査などの条件を付する場合があります。

#### 設置に関する問い合わせ先

伊丹市上下水道局給排水課

電話番号 072-783-1654 ファックス 072-783-0911

E-mail 561200@city.itami.lg.jp